平成２５年（フ）第３９号
山形県鶴岡市新形町14番17―２号　メゾンわかばＡ号室、前住所山形県鶴岡市日枝字宮脇71番地３
債務者　真山　秀秋
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第３０３号
茨城県水戸市大工町２丁目１番26号
債務者　永井由加里
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３０４号
茨城県牛久市牛久町2616番地10
債務者　中村　順子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３０９号
茨城県小美玉市堅倉1337番地　エステート狩谷203
債務者　長谷川悦子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３１４号
茨城県水戸市見川５丁目127番地　県営桜川第二テラスアパート601棟１号
債務者　阿内　和弥
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３１８号
茨城県笠間市下郷4516番地25
債務者　岩渕　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３２９号
茨城県那珂市菅谷2176番地２
債務者　真田　才子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３３９号
茨城県笠間市吉岡19番地１　レオパレスＫＳⅥ205号室
債務者　山田　　榮
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３４０号
茨城県笠間市石井778番地　ブリーズヒル石井103
債務者　山田さえ子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１６６号
新潟市南区西白根271番地４
債務者　袖山　文子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７４号
新潟県妙高市朝日町２丁目５番５号
債務者　宮下　　哲
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第８９号
岐阜県瑞浪市薬師町３丁目５番地　レオパレス神田208号
債務者　塩津　晃子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第９４号
岐阜県土岐市泉町久尻47番地の22　メゾンアイビス602号
債務者　熊谷　哲也
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第９６号
岐阜県中津川市茄子川1040番地の２
債務者　水野冨士子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第６８６号
京都市南区八条源町75番地の７
債務者　中村　淳子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７９２号
京都市伏見区桃山水野左近西町40番地　青葉荘102
債務者　岡本　　徹
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８３９号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地60棟204号
債務者　中嶋　　均
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係